

**令和 8 年度 IT 人材提案力強化事業企画・運営業務
企画提案説明書（募集要領）**

1 業務名

令和 8 年度 IT 人材提案力強化事業企画・運営業務

2 業務内容

令和 8 年度 IT 人材提案力強化事業企画・運営業務 企画提案説明書（仕様書）のとおり。

3 参加意向申出書（様式 1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式 1）
- (2) 提出方法 電子データにて提出すること。
- (3) 提出先 下記「12 参加意向申出書／企画提案書の提出先及び問い合わせ先」のとおり。
- (4) 提出期限 下記「5 スケジュール」(3) のとおり。
- (5) その他 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

4 企画提案書の提出

(1) 提案内容

令和 8 年度 IT 人材提案力強化事業企画・運営業務 企画提案説明書（仕様書）のとおり。

(2) 提出書類

・ 下記ア～オの書類を提出すること。

- ア 企画提案申込書（様式 2）
- イ 企画提案者概要（様式 3）
- ウ 企画提案書（自由様式）

※業務実施体制、スケジュールが確認できる内容とすること。分量は添付資料等も含めて、最大で A4 版 15 ページ程度までとする。添付資料を追加する場合は、極力 A4 版とすること。

エ 積算書（自由様式）

※積算根拠については「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価及び工数がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画提案書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

オ 札幌市競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）の写し。

- (3) 提出方法 電子データにて提出すること。

(4) 提出先 下記「12 参加意向申出書／企画提案書の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

(5) 提出期限 下記「5 スケジュール」(4)のとおり。

5 スケジュール

(1) 公示：令和 8 年 8 月 28 日（金）

(2) 質問受付期間：令和 8 年 8 月 28 日（金）～令和 8 年 9 月 2 日（水）12 時 00 分まで

(3) 参加意向申出書の提出期限：令和 8 年 9 月 2 日（水）17 時 00 分必着

(4) 企画提案申込書・企画提案者概要・企画提案書・積算書の提出期限：

令和 8 年 9 月 7 日（月）17 時 00 分必着

(5) 参加資格審査結果通知：令和 8 年 9 月 9 日（水）（予定）

(6) プレゼンテーション審査：

ア 日時(予定)

令和 8 年 9 月 15 日（火）※時間は別途連絡する。

イ 実施場所

オフライン開催とする。（予定）

場所：一般財団法人さっぽろ産業振興財団本部（札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1）

ウ 実施方法

(ア) 持ち時間は 30 分間(提案説明 20 分間、質疑 10 分間)程度とし、指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(イ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

(ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。追加資料の配布は認めない。

(7) 審査結果・選定事業者の決定：令和 8 年 9 月下旬（予定）

(8) 契約締結：令和 8 年 9 月下旬（予定）

6 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されているもので、次に掲げるア～ケの全ての要件を満たし、かつコ～セのいずれにも該当しないものであること。

ただし、同名簿に登載されていない者についても、下記に定める必要書類を提出することで、参加を申し込むことができる。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全なものでないこと。

イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規

定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

エ 共同請負を認めるときは、当該共同請負人がそれぞれ単独で又は他の者と共同して参加していないこと。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。

キ 法人税、消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

ク 本事業の実施に関し法令に違反していないこと、且つ重大または悪質な法令違反をしていないこと。

ケ その他必要と認める事項。

コ 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者。

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(エ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

サ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、既に 3 年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く）。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成

立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

シ 直前 1 期の決算（当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算）における製造販売、請負等の実績高がない者。

ス 不渡手形又は不渡り小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者。

セ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

a 申出書

b 登記事項証明書

＊登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可）

＊参加申込書の提出日から 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの

c 納税証明書（市区町村税）

＊本店（契約権限を委任する場合は委任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可）

＊参加申込書の提出日から 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの

d 納税証明書（消費税・地方消費税）

＊未納がない旨の証明書（写し可）

＊参加申込書の提出日から 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの

(2) 事業規模（契約限度額）

契約限度額：2,700,000 円（消費税相当額を含む）

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

(4) 報告義務

全事業の完了報告を、各種資料を添えて提出すること。

提出期限：令和 9 年 3 月 12 日（金）

(5) 業務管理者の設置

本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者（以下「業務管理者」という。）を 1 名配置すること。なお、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席すること。

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式 4）に質問の要旨を記入し、財団宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名及びメールアドレスは以下とすること。

※電子メールの件名：【質問書】IT 人材提案力強化事業企画・運営業務

※電子メールアドレス：it-pro@sec.or.jp

(2) 質問受付期間

上記「5 スケジュール」(2)のとおり。

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。その他、企画提案を募るうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する場合がある。

8 参加資格審査結果の通知

上記「5 スケジュール」(5)に従い、個別に通知する。

9 企画提案の選定方法

(1) 審査

上記「4 企画提案書の提出」で求めた書類により審査を行うこととし、財団職員及び外部有識者からなる IT 人材提案力強化事業企画・運営業務 公募型企画競争入札実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、下記「10 評価の視点」により総合的に審査する。

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点未満の場合は、契約候補者とししない。また、提案者が 1 者であっても最低基準点以上の場合は、契約候補者として選定する。なお、全企画提案者が最低基準点未満であった場合は、契約候補者の選定行わないものとする。

(2) 審査結果の通知

実施委員会による審査の結果は速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

契約の相手方は、実施委員会の審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の

相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容は、選定後に財団との交渉を通じて決定する。

10 評価の視点

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制

- ・業務責任者が適切な経歴を有し、本業務を円滑に遂行できる体制となっているか。

イ スケジュール及び積算

- ・仕様書に基づく適切な工程管理がなされており、企画全体を円滑に進行できるスケジュールになっているか。
- ・積算根拠に妥当性があり、配分は適切か。

(2) 企画提案内容

ア プログラム全体の企画

- ・本業務の背景、目的及び内容を十分に理解した提案がされているか。
- ・キックオフセミナーから実践型研修まで、一貫した育成プログラムとして構成されているか。
- ・仕様書に記載する項目が網羅され、各項目内容に具体的、実現性及び妥当性があるか。

イ 実践型研修の企画・運営

- ・各フェーズの到達目標を達成できる内容となっているか。
- ・講義だけでなく、演習、ロールプレー等を効果的に取り入れた実践的なプログラムとなっているか。
- ・生成 AI を効果的に活用し、受講者が実際の業務で活用できる内容となっているか。
- ・メイン講師予定者が、専門知識及び豊富な指導実績を有しているか。

ウ 学習環境及び研修資料の提供

- ・学習環境（会場、機器、通信環境等）が適切に整備されているか。
- ・生成 AI サービス等を円滑に利用できる環境が整備されているか。
- ・教材及び研修資料が分かりやすく、研修終了後も業務で活用できる内容となっているか。

エ 類似業務実績

- ・本業務と類似する研修または人材育成事業の実績を有し、本業務を円滑に進められる能力が認められるか。
- ・企業向け研修、生成 AI 活用または IT 人材育成等に関する実績を有しているか。

オ 広報活動、アンケートの実施・集計

- ・広報やアンケートについて、集客や今後の事業展開につながる効果的な提案となっているか。

カ 独自提案

- ・業務の目的を達成・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案がされているか。

11 評価の配点

項目	評価点 ← 良い ・ 悪い →	配点	満点
(1) 業務遂行能力全般【20 点】			
ア 業務遂行体制	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10
イ スケジュール及び積算	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10
(2) 企画提案内容【80 点】			
ア プログラム全体の企画	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 4	20
イ 実践型研修の企画・運営	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 5	25
ウ 学習環境及び研修資料の提供	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 4	20
エ 類似業務実績	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 1	5
オ 広報活動、アンケート実施・集計	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 1	5
カ 独自提案	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 1	5

各評価項目について、以下の基準により 5 段階で評価する。

- 5 点：評価項目に対して極めて優れた提案であり、十分な実現性が認められる
- 4 点：評価項目に対して優れた提案であり、実現性が高い。
- 3 点：評価項目に対して標準的な提案であり、要求水準を満たしている。
- 2 点：評価項目に対して一定の提案はあるが、具体性又は実現性に課題がある。
- 1 点：評価項目に対する提案が不十分であり、要求水準を満たしていない。

12 参加意向申出書及び企画提案書の提出先、問い合わせ先

提出先： 電子データにて下記アドレスまで提出すること。

E メール：it-pro@sec.or.jp

問合せ先：一般財団法人さっぽろ産業振興財団

IT 産業振興部 IT 産業振興課（担当：三船、佐々木）

TEL：011-807-6000 E メール：it-pro@sec.or.jp